

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を平成二十一年四月一日とすること。

政令第 号

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十七号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十一年四月一日とする。

理由

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

附 則 消費生活用製品安全法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十七号）（抄）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十七條第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律要綱

第一 目的及び定義

一 目的の改正

目的に特定保守製品の適切な保守の促進を加えること。

(第一条関係)

二 定義の追加

消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものを「特定保守製品」とすること。

(第二条関係)

第二 特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

一 事業の届出

特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者(以下「特定製造事業者等」という。)は、事業開始

の日から三十日以内に、主務省令で定める特定保守製品の型式の区分その他の事項を主務大臣に届け出なければならぬものとする。

(第三十二条の二関係)

二 点検期間等の設定

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（以下「設計標準使用期間」という。）及び設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間（以下「点検期間」という。）を定めなければならないものとする。

(第三十二条の三関係)

三 特定保守製品への表示等

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、設計標準使用期間及び点検期間等を表示するとともに、当該特定保守製品の所有者がその氏名及び住所等の情報（以下「所有者情報」という。）を提供するための書面等の添付をしなければならないものとする。

(第三十二条の四関係)

四 引渡時の説明等

特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、特定保守製品の引渡しに際し、その取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならないものとする。こと。
（第三十二条の五関係）

五 点検その他の保守に関する事項の通知等

1 特定保守製品の所有者は特定製造事業者等に所有者情報を提供するものとし、特定保守製品取引事業者はそれに協力するものとする。こと。

2 特定製造事業者等は、所有者情報の利用の目的等を公表するとともに、所有者から提供を受けた所有者情報について名簿を作成し、当該所有者情報を適切に管理しなければならないものとする。こと。

3 特定製造事業者等は、名簿に記載された者に対し、点検期間内に点検を行うことが必要である旨等の通知を発しなければならないものとする。こと。（第三十二条の八から第三十二条の十三まで関係）

六 点検の実施

1 特定保守製品の所有者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等そ

の保守に努めるものとする。

2 特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められたときは、当該特定保守製品の点検を行わなければならないものとする。

(第三十二条の十四、第三十二条の十五関係)

七 改善命令

主務大臣は、特定製造事業者等が、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の十二第一項及び第三十二条の十五等の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第三十二条の十六関係)

八 主務大臣による公表

主務大臣は、特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならないものとする。

(第三十二条の十七関係)

第三 特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

1 主務大臣は、特定保守製品の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 特定製造事業者等は、判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならないものとする。

3 主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備が当該基準に照らして著しく不十分な特定製造事業者等に対し勧告及び命令等を行うことができるものとする。

(第三十二条の十八から第三十二条の二十まで関係)

第四 経年劣化に関する情報の収集及び提供

一 主務大臣による情報の収集等

1 主務大臣は、特定保守製品その他経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対

して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる消費生活用製品（以下「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因する事故に関する情報を収集し、及び分析するとともに、その結果を公表するものとする。

2 主務大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構に経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができるものとする。

（第三十二条の二十一関係）

二 事業者の責務

1 特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、主務大臣が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計の工夫、表示の改善等を行うよう努めなければならないものとする。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、一般消費者に対し、経年劣化による危害の発生防止に資する情報を適切に提供するよう努めなければならないものとする。

（第三十二条の二十二関係）

1 第三十二条の十六及び第三十二条の二十第三項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。

2 第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処するものとする。

(第五十八条、第五十九条関係)

第六 附則関係

一 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第四十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(附則第二条関係)